

建設工事入札参加者 各位

魚津市企画総務部財政課長

現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱いについて

現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱いについて、次のとおり改正しましたので、お知らせします。

記

1 対象工事

下記のいずれかの工事

- (1) 災害復旧工事であるもの（兼務する工事のうち 1 工事以上）
- (2) 工事現場間（発注機関を問わず）の直線距離が概ね 10km 以内の工事

2 兼務の条件

- ① 兼務させる各工事の当初請負金額が、2500 万円未満であること。
- ② 兼務させる現場代理人が、他の工事で専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。
- ③ 兼務させる現場代理人が、営業所専任技術者でないこと。
- ④ 工事の管理に支障がなく、発注者との連絡にも支障をきたさないこと。
（電話連絡が取れること）
- ⑤ 一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理すること。
- ⑥ 兼務する工事の件数は、当該工事を含め 3 件までとする。（ただし、平成 26 年 7 月 19 日～20 日発生豪雨災害復旧工事と兼務する場合は、おおむね 5 件までとします。）
- ⑦ 特記仕様書等に兼務を認めない旨が示された工事でないこと。

3 兼務手続き

- (1) 「現場代理人の兼務申請書」を発注者(監督員)へ提出する。
- (2) 「現場代理人の兼務回答書」を受注者へ通知する。

4 適用開始

平成 26 年 11 月 18 日から適用。